



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第58号

令和2年8月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　　示

- 873 鳥獣保護区の存続期間更新 (環境企画課)  
 874 休獵区の指定 (環境企画課)  
 875 特定猟具使用禁止区域の指定 (環境企画課)  
 876 クリーニング業法による研修及び講習の指定 (生活衛生課)  
 877 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)  
 878 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)  
 879 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)  
 880 地方卸売市場の認定 (食品・流通課)  
 881 県営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)  
 882 県営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)  
 883 公共測量の実施通知 (監理課)  
 884 公共測量の実施通知 (監理課)  
 885 道路の区域変更 (道路管理課)  
 886 道路の供用開始 (道路管理課)  
 887 二級建築士又は木造建築士の免許取消し (建築住宅課)

## 公　　告

- 一般競争入札の実施 (福祉保健課)  
 採石業務管理者試験の実施 (河川管理課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)  
 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)  
 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

## 公安委員会告示

- 88 警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全企画課)

## 告　　示

## ◎新潟県告示第873号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、北股岳、月山、白馬蓮華、長嶺大池及び城山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和2年8月4日

新潟県知事　花角英世

1 北股岳鳥獣保護区

(1) 区域

標高2,024.8メートルの北股岳を起点とし、ここから新潟県と山形県の県境を南東に進み、鳥帽子岳(2,017.8

メートル)を経て、新発田市、東蒲原郡阿賀町、福島県喜多方市の三市町の境界地点に至る。ここから山腹四部をほぼ西にたどり加治川に至り、加治川右岸側をおよそ15キロメートル下流にたどり、赤津沢との合流点下流0.2キロメートルの地点に至る。ここから西の峰(1,387メートル)に向かって稜線をたどり西の峰からさらに稜線を東方にたどり赤津山(1,408メートル)に至る。ここから新発田市と胎内市との境界を北から西へ進み、桝取倉山(1,193.8メートル)、雷岳、二本木山(1,424メートル)及び二王子岳(1,420.1メートル)を経て黒石山(1,100メートル)に至る。ここから稜線を東北にたどりナリバ峰(874.3メートル)に至り、ここから南東にのびる稜線をたどり黒石沢に至る。ここから同沢を北方に向かってくだり、国有地と新潟県有地(企業営林地)との境界に至る。ここから鳥の足跡形の境界をたどり、胎内第一ダム右岸側上流0.6キロメートル地点に至る。ここから北東に向かい大樽山(1,100メートル)に連なる稜線をたどり、胎内市と関川村との境界に至り、更に東進して、アコグ峰を経て鉢立峰に至る。ここから胎内市と関川村との境界を南東にたどり新潟県と山形県との境界に達し、同境界を更に南東にたどり地神山(1,849.5メートル)及び門内岳(1,887メートル)を経て起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該区域は、新発田市と胎内市にまたがり、両市の東端、山形県と境を接する地神山、門内岳、北股岳及び鳥帽子岳等の山稜の西部に位置し、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林からツシマナナカマド、ハクサンシャクナゲ等の亜高山帯の低木や高山帯ではチシマザサ、ハイマツが目立つなど植生の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ニホンカモシカを始め多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

##### ウ 管理方針

鳥獣保護管理員による定期的な巡視の実施により、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

### 2 月山鳥獣保護区

#### (1) 区域

東蒲原郡阿賀町豊川字石畠地内の重郎沢と県道柴倉津川線の交点を起点とし、重郎沢右岸に沿って南西に進み月山旧国有林の境界に至る。ここから旧国有林境界を南に進み、更に同旧国有林境界を進み、月山三角点(336.4メートル)から北西136メートルの地点に至る。ここから遊歩道を北西方向に進み旧片神山に至り、ここから東方向さらに北東方向に稜線に沿って進み、豊川字石畠地区を通って県道柴倉津川線に至る。ここから同県道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和22年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、ブナを主とする自然林に覆われており、ヒガラやゴジュウカラをはじめとする多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 3 白馬蓮華鳥獣保護区

#### (1) 区域

糸魚川市地内の新潟県、富山県、長野県の3県の接する境を起点とし、ここから新潟県と富山県の境界をほぼ北方向に進み鉢ヶ岳(2,563.0メートル)、雪倉岳(2,610.9メートル)、赤男山、朝日岳(2,418.3メートル)、長梅山(2,267.0メートル)を経て、黒岩山(1,623.6メートル)の三角点に至る。ここから北東方向に約3

km稜線を進み、中俣山（1,037.0メートル）に至り、ここから西俣沢と東俣沢との合流点に向かう山嶺凸部を、北東方向に約1.3km進み合流点に至る。ここから東俣沢を上流に上がり、シックイ沢合流点の上流約0.1kmの地点に至り、ここから南東方向に山嶺凸部を約2.5km進み聖山（1,527.0メートル）に至る。ここから国有林界（国私界）を南方向へ約3.5km進み、ツリコシ沢に至り、同沢をさらに大所川に下ってウド川との合流点に至る。ここから同川を上流に進み、八丁板の林道白池線との交点（右岸）に至り、同林道を東方向に約0.3km進み、1,115.0メートルの標高点に至る。ここから南東方向の巔岳（1,821.4メートル）への稜線を進み、同岳に至る。ここから長野県との県境を南西方向に進み、フスブリ山（1,944.0メートル）南の三角点及び小蓮華山（2,769.0メートル）を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、糸魚川市の南西部に位置し、中部山岳国立公園の新潟県の区域で、本県最高峰の小蓮華山をはじめ、雪倉岳、朝日岳等の2,500メートル級の山々が連なる、稜線から標高900メートル付近までの区域となっている。植生は稜線付近にはハイマツの群落が発達し、標高が下がるにしたがってダケカンバなどの落葉広葉樹からオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林帯を経てブナ高木林へと続いているなど、林相の変化に富む地域である。特に標高2,000メートル付近までの区域は、中部山岳国立公園特別保護区に指定されており、稜線付近一帯はハイマツの群落が発達している。また、夏季にはコマクサ、ハクサンイチゲ、チングルマ等の高山植物が群生し白馬連山高山植物帯として天然記念物に指定されているほか、ライチョウの生息地を保護するための特定動物生息地保護林にも指定されている。生息する鳥獣は、ハイマツ帯や岩礫地一帯にはライチョウ、カヤクグリ、イワヒバリなどが、中腹のダケカンバ林にはコマドリ、ルリビタキ、ホシガラスなど多様な鳥獣が生息し、本県においては妙高山・火打山一帯と並ぶ鳥獣の宝庫となっている。このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

#### 4 長嶺大池鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市西山町鎌田地内の県道椎谷礼拝駐車場線と県道柏崎高浜堀之内線との交点を起点とし、ここから県道椎谷礼拝停車場線を南東に進み、柏崎市西山町礼拝地内で市道礼拝下山田線との交点に至る。ここから同市道を南南東に進み、県道礼拝長岡線との交点に至る。ここから同県道を南南東に進み、柏崎市西山町坂田地内で国道116号線との交点に至る。ここから同国道を西南西に進み、柏崎市西山町西山地内で県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道柏崎長嶺線との交点に至る。ここから同市道を北へ約420メートル、北東へ約320メートル進み、柏崎市西山町長嶺地内で市道長嶺宮ノ裏線との交点に至る。ここから同市道を北北東に進み終点に至る。ここから山道を北北東に進み、県道柏崎高浜堀之内線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和22年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、オオハクチョウ等の多数の渡り鳥が渡來する農業用ため池があり、中継地として重要な役割を果たしていることから鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 5 城山鳥獣保護区

### (1) 区域

佐渡市小木町地内の木崎神社鳥居入口を起点として、南東へ進み外ノ潤岸壁波打ち際に至る。ここから波打ち際を南東へ進み防波堤先端に至る。ここから北西に戻り、波打ち際より南西に進み、二小岩、長島を経て波打ち際沿いに北に進み内ノ潤防波堤に至る。ここから西に進み防波堤の先端に至る。ここから東に戻り舟揚場と接する地点に至る。ここから北東におよそ130メートル進んだ地点に至る。ここから北東に進み起点と結ぶ一円とする。

### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

#### イ 指定目的

当該区域は、佐渡市小木町の市街地に残された樹林帯で、城山公園として地元はじめ市民の憩いの場として利用されており、キジをはじめとする多様な鳥類が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### ウ 管理方針

鳥獣保護管理員による定期的な巡視の実施により、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるほか、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

---

## ◎新潟県告示第874号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 大浦本成寺休猟区

### (1) 区域

三条市月岡地内の県道大面保内線と市道道心坂線の交点を起点として、ここから同市道を南東に進み、市道大浦山手線に入り、ここから市道大浦山手線を南東に進み、上大浦地内の市道やまなみ線との三叉路に至る。ここから市道やまなみ線を南東に進み、一般国道290号に至る。ここから同国道を南西に進み、駒込地区に至る。同地区から県道駒込北潟線を北西に進み、見附市と旧栄町と旧下田村の境界点に至る。ここから旧栄町と旧下田村の境界を北に進み、旧三条市、旧栄町、旧下田村の境界点に至る。ここから旧三条市と旧栄町との境界線を北西に進み、県道大面保内線に至る。ここから同県道を北東に進み、月岡地区に至る。ここから同地内の起点と結ぶ内部一円の区域とする。

### (2) 面積

1,978ヘクタール

### (3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

## 2 十日町中部休猟区

### (1) 区域

十日町市山本町の国道117号と国道253号との交点を起点として、ここから国道117号を小千谷市方面に進み、主要地方道十日町六日町線との交点に至る。同主要地方道を新座未乙方面に進み、一般県道新座八箇線との交点に至る。同県道を新座亥方面に進み、林道大平軽沢線との交点に至る。同林道を南に進み、主要地方道十日町六日町線との交点に至る。同主要地方道を新座未甲方面に進み、同地内で一般県道新座八箇線との交点を八箇方面へ進み、国道253号との交点に至る。同国道を山本町方面へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

### (2) 面積

1,108ヘクタール

### (3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

### 3 白瀬休獵区

#### (1) 区域

佐渡市白瀬地内の白瀬川と日本海海岸線との交点を起点とし、ここから同海岸線を南に進み、佐渡市北五十里地内で北五十里川との交点に至る。ここから同河川を北西に進み、白瀬集落と北五十里集落の境界との交点に至る。ここから同境界を北西に進み、旧相川町と旧両津市の境界との交点に至る。ここから同境界を北東に進み、馬首集落と和木集落の境界との交点に至る。ここから同境界を南東に進み、和木川との交点に至る。ここから同河川を南東に進み、日本海海岸線との交点に至る。ここから同海岸線を南西に進み、坊ヶ崎、玉川、小松の各集落を経て、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

2,088ヘクタール

#### (3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

### 4 徳和休獵区

#### (1) 区域

佐渡市徳和地内の主要地方道両津・真野・赤泊線と主要地方道佐渡一周線との交点を起点とし、ここから主要地方道両津・真野・赤泊線を北西に進み、清水、浅生、東光寺の各集落を経て佐渡市上川茂地内で主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから同地方道を北東に進み、外山地内で旧真野町と旧赤泊村との境界に至る。ここから同境界線を東に進み、旧畠野町と旧赤泊村との境界に至る。ここから同境界線を南東に進み、主要地方道佐渡一周線を横断し、日本海海岸線に至る。ここから同海岸線を南西に進み、蓮場、腰細、徳和浜、小熊の各集落を経て浦津集落に至る。ここから北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

2,113ヘクタール

#### (3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

### 5 二見休獵区

#### (1) 区域

佐渡市相川大間町地内の主要地方道佐渡一周線と主要地方道相川・佐和田線との交点を起点とし、ここから主要地方道相川・佐和田線を東に進み、佐渡市相川大工町地内で県道白雲台・乙和池・相川線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、市道相川62号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、佐渡市沢根地内で旧相川町と旧佐和田町の境界に至る。ここから同境界を南に進み、佐渡市二見地内で真野湾汀線との交点に至る。ここから同汀線を南に進み、台ヶ鼻、長手岬、春日崎を経て、起点と同緯度の地点に至る。ここから東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

1,792ヘクタール

#### (3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

## ◎新潟県告示第875号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定獵具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 福島潟放水路特定獵具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

新潟市北区前新田沖地内の福島潟放水路に架かる雁かけ橋東詰を起点とし、ここから同橋を渡り橋の西詰に至る。ここから同放水路左岸堤防上の管理用道路を同放水路に沿って下流方向に進み、新潟市北区前新田沖地内の同放水路に架かるはばたき橋西詰で市道豊栄1-762号線との交点に至り、さらに同市道を同放水路に沿って下流方向に進み、北区横土居地内の同放水路に架かる横土居橋西詰に至る。ここから同橋を渡り橋の

東詰に至る。ここから市道豊栄1-763号線を同放水路に沿って上流方向に進み、はばたき橋東詰で同放水路右岸堤防上の管理用道路との交点に至り、さらに同道路を同放水路に沿って上流方向に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

60ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 長池特定猟具使用禁止区

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市国府1丁目地内のえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインと県道春日山城直江津線の交点を起点とし、同県道を南に進み国道8号線を横断し、さらに同県道を南に進み大豆2丁目地内で県道春日山停車場春日山城線との交点に至る。ここから右折し、同県道を西に約1,000m進み、市道林泉寺線との交点に至る。ここから右折し同市道を北東に進み市道国府中門前線との交点に至る。ここから北に進み市道中門前団地南1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道中門前団地南4号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道中門前団地南12号線との交点に至る。ここから同市道を北へ進み山裾を走る道路との交点に至る。ここから北東に約350m進み、市道中門前団地北2号線の西端との交点に至る。ここから同市道を北東に進み市道中門前団地北1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道国府団地環状線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道国府団地3号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道国府二丁目8号線との交点に至る。ここから同市道の西端に至る。ここから北東へ約260m進み、北陸本線湯殿隧道と市道国府団地2号線の交点に至る。ここからえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインを北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

91ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 石橋・新光町特定猟具使用禁止区

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市大字石橋地内の市道石橋伊豆殿線と市道新光町一石橋1号線との交点を起点とし、ここから市道新光町一石橋1号線を南南西に進み、市道大豆石橋線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道新光町一石橋2号線に合流する。ここから同市道を南に約150m進んだ地点から、見通し線で南西に約100m進み農道に至り、さらに同農道を南西に進み市道新光町春日野1丁目線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道春日山駅前新光町線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み市道商工会議所前通り線に至る。ここから同市道を西に進みえちごトキめき鉄道株式会社妙高はねうまラインとの交点に至る。ここからえちごトキめき鉄道株式会社妙高はねうまラインを北に進み市道石橋伊豆殿線との交点に至り、ここから同市道を東に進み起点と結ぶ一円とする。

(3) 面積

28ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年10月15日から令和12年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(理事長 田中秀樹)

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通1番町490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	令和2年10月17日(土)	長岡市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	令和2年11月11日(水)	新潟市	
講 習	令和2年10月18日(日)	長岡市	クリーニング所の業務に従事する者
	令和2年11月12日(木)	新潟市	

イ 研修及び講習科目

- ・衛生法規及び公衆衛生(1時間)
- ・洗濯物の受取、保管及び引渡し(1時間)
- ・洗濯物の処理(1時間)
- ・繊維及び繊維製品(1時間)
- ・レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができる。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修 第 1 回	令和2年8月17日(月) ～令和2年11月30日(月)	令和2年12月28日(月)	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
講 習 第 1 回	令和2年8月17日(月) ～令和2年11月30日(月)	令和2年12月28日(月)	クリーニング所の業務に従事する者であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者

イ 研修及び講習科目

- ・衛生法規及び公衆衛生
- ・洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・洗濯物の処理
- ・繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
あさひ調剤薬局	村上市猿沢2287	精神通院医療	令和2年8月1日

#### ◎新潟県告示第878号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
小千谷のぞみ調剤薬局	小千谷東栄1-6-7	精神通院医療	令和2年8月1日
吉田病院長町訪問看護ステーション	長岡市長町1-1667-6	精神通院医療	令和2年8月1日

#### ◎新潟県告示第879号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
相澤医院	糸魚川市新鉄1-3-6	精神通院医療	令和2年5月31日
大手町調剤薬局	新発田市大手町5-1-20	精神通院医療	令和2年7月28日

#### ◎新潟県告示第880号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

1 開設者の名称及び住所

地方卸売市場上越水産株式会社  
新潟県上越市木田3丁目8-30

2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場上越水産株式会社

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県上越市木田3丁目8-30

生鮮・冷凍・加工

4 認定年月日

令和2年7月20日

## ◎新潟県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
三和南部	区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業	上越市	平成30年3月29日

## ◎新潟県告示第882号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
道上	区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業	新潟市	令和2年2月13日

## ◎新潟県告示第883号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年7月16日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局 管内（新潟県村上市から石川県加賀市）

## ◎新潟県告示第884号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（三次元点群測量）
- 2 作業期間 令和2年7月20日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域 南蒲原郡田上町横場新田地区

## ◎新潟県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

五泉市下条字堤西11番1から	新	12.4~18.8メートル	160.0メートル
同市下条字堤西6番2まで	旧	11.8~20.0メートル	160.0メートル

## ◎新潟県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 新潟村松三川線

2 供用開始の区間

五泉市下条字堤西11番1から同市下条字堤西6番2まで

3 供用開始の期日 令和2年8月4日

## ◎新潟県告示第887号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年4月10日	近藤光春	第9288号	死亡
令和2年5月22日	小島真一	第7664号	死亡
令和2年5月22日	川田良一	第9648号	死亡
令和2年6月26日	久保野朗	第6688号	死亡

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月4日

新潟県保健環境科学研究所長 野沢倫

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名及び数量

トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年12月28日（月）

(4) 納入場所

新潟県保健環境科学研究所（新潟県新潟市西区曾和314番地1）

## (5) 賃貸借の契約期間

令和3年1月1日から令和8年12月31日まで

## (6) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならぬ。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県保健環境科学研究所長から確認を受けている者であること。

## 3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-2144

新潟県新潟市西区曾和314番地1

新潟県保健環境科学研究所 総務課

電話番号 025-263-9411

Eメール ngt043020@pref.niigata.lg.jp

## 4 入札説明書の交付等

入札説明書等の交付は、本公告の日から上記3の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次の定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、新潟県保健環境科学研究所長の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかつた者及び本件入札に参加する資格があると認められなかつた者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限

令和2年9月11日（金）午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、アの期限内に必着とする。持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

エ 提出書類

入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年9月15日（火）午後2時以降に電話で連絡する。

## 6 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月18日（金）午前10時

新潟県保健環境科学研究所 1階 会議室

## 7 その他

## (1) 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

上げるものとする。)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県財務規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 詳細は入札説明書による。

ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

エ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

オ 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the items to be purchased:

Liquid Chromatograph / Triple Quadrupole Mass Spectrometer (LC-MS/MS) [1] units  
(by lease)

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. September 11, 2020

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. September 18, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Niigata Prefectural Institute of Public Health and Environmental Sciences  
314-1, Sowa, Nishi-ku, Niigata City, Niigata prefecture  
950-2144, Japan  
Phone 025-263-9411 FAX 025-263-9410  
E-mail : ngt043020@pref.niigata.lg.jp

## 採石業務管理者試験の実施について(公告)

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、令和2年度(第49回)採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花角英世

1 試験の日時及び場所

令和2年10月9日(金) 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 西回廊大会議室

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

令和2年8月19日午前8時30分から令和2年9月18日午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、郵送の場合は、令和2年9月18日付け消印のあるものまでを有効とする。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全自動錠剤分包機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年8月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全自動錠剤分包機 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年8月21日(金)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であつて、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、採尿蓄量比重測定装置の購入について、次とおり一般競争入札を行う。

令和2年8月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

採尿蓄量比重測定装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

## (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年8月21日（金）午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ホルタ解析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年8月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ホルタ解析装置 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和2年12月28日（月）

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 指名停止期間中の者でないこと。

## (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年8月21日（金）午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第88号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和2年8月4日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

### 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

### 2 実施期間及び場所

- (1) 実施期間

令和2年9月8日（火）から令和2年9月17日（木）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9

時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

50人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和2年8月18日(火)及び令和2年8月19日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和2年8月31日（月）及び令和2年9月1日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）